

技術者の責任には、相応の権利が必要だ



島津 翔
論説委員
日経 BP 社・日経コンストラクション
編集部・記者

土木技術者の「無名化」を巡る議論は繰り返されてきた。平成 20 年度の土木学会会長提言は「誰がこれを造ったのか」と題して、プロジェクトや土木構造物に誰がどのように関わったかを明示することで、技術者の責任を明確化し、社会資本に対する国民の理解を深めることを論じた。具体的な技術者の氏名表示方法にも言及している。筆者も個人的にこの提言で述べられた「有名化」を進めることに賛同する。

一方で、土木構造物にかかわった技術者を明らかにするだけで、技術者の責任が明確化されるだろうか。確かに構造物に銘板などを設置することで「誰がこれを造ったのか」は明確になるものの、技術者個人に与えられた責任と権利は本質的には変わらない。責任にかかわるさらなる議論を深めることが、今こそ必要だと考える。土木構造物の設計を例に、責任と権利について論じたい。

責任には、それに応じた権利が必要だ。土木構造物の設計者に権利は認められているだろうか。著作権を例に取れば、国土交通省の委託契約約款を読んでみても設計を委託された者の権利はほとんど認められていない。

著作物をコピーすることができる複製権や二次的著作物に関する原著作者の権利などの著作財産権は、ほぼすべて受注者（乙）から発注者（甲）に無償で譲渡されることになっている。

さらに、法律上譲渡「不可能」とされている著作者人格権については、「権利を行使しない」契約になっている。例えば、著作者の意に反して著作物の改変をさせない権利である同一性保持権。現状では、受注者が改変に同意せざるを得ない。著作物を公衆に提示できる公表にかかわる権利も制限されている。設計した土木構造物に責任を持つと言われても、いざ構造物や図面を改変しようとしたら口を出すことができない。「私が設計しました」と公表しようにも、発注者の許可が要る。この契約を一般国民は理解することができるだろうか。

もっとも、これらの契約には土木ならではの理由があることは理解している。いざ設計図面の通りに施工しようとしても、図面と現場が一致しない時は図面に手を加えなければならない。公表する際にも、土木は一人で設計するわけではないので多くの個人情報が含まれる。だから発注者が一括で管理する。設計には発注者のアイデアが入ること

があり、受注者だけに権利があるわけではない。これらに反論する理由はない。

ただし、それを差し引いても発注者の権利が強すぎると筆者は考える。他の分野の設計者の権利を見るまでもなく、責任を持って設計するための権利が足りないのではないか。

直営方式からアウトソーシングの時代になって久しい。ところが権利だけは今でも発注者だけが抱えている現状に疑問を感じる。

具体的に三点提案したい。まずは複製権について、現状の契約約款では、発注者が承諾した場合のみ受注者は著作物を複製することができる。これを、発注者の承諾なしでの複製を認める契約に変更する。

二点目は、公表にかかわる権利について。発注者の許可がないと設計したことを公表できない契約は不自然だ。責任を持って設計するためには、発注者の許可がなくとも公表できる権利を受注者に認めるべきだ。もちろん、個人情報の漏洩には十分に気を付ける必要がある。

三点目は、同一性保持権だ。この権利については、すべての設計業務で受注者が行使する必要はないと考える。なんらかの事情で構造物を補修したりする場合に、すべての構造物について受注者の許可を取らなければならないのは現実的でないし、その必要もないだろう。

ただし、十分な景観検討が必要だったり、設計をコンペ方式で競ったりした設計については別だ。この場合は、受注者に同一性保持権を認めるべきだ。委託契約約款は条文を読む限り、標準設計を主な対象としていると考えられる。最近では、仙台市の「仙台市高速鉄道東西線広瀬川橋りょう他設計競技」や広島市の「平和大橋歩道橋デザイン提案競技」など、土木分野でもデザイン面を重視する設計が開始された。このような設計業務では、構造物ができた後もその形を保持することに大きな価値があると思われる。

責任と権利は何を生むか。仕事に対する誇りか、設計への意気込みか。それに加え、土木構造物の設計を志す若い世代の期待に応えることにつながると思いたい。

論説委員としてではなく、土木にかかわる若手の一人として申したい。「最近土木に興味を持つ学生が少なくなった」と嘆く声をよく聞く。事実、土木系学科を卒業して、土木に関連する業種へ就職する学生が少なくなったのは確かだろう。一方で、それでも就職先として土木分野を選んだ高い志を持った若手は筆者の周りにもたくさんいる。

「学生が来ない」と嘆く前に、努力すべき点が発注者双方にあるのではないか。その一つが、設計者、施工者に責任を伴った権利を付与することと、それに見合うだけの責任ある設計や施工を続けることだと考える。